

糸島市告示第 189 号

公 示 送 達 書

下記の者は、送付先が国外につき、下記書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、次のように公示送達をします。受領に来庁されれば、いつでも交付します。

令和8年 9 月 3 日

糸島市長 月 形 祐



1 送達を受けるべき者

氏名 HELMI FATWA ALAMSYAH

住所 インドネシア

2 書類名 差押調書（謄本）

3 保管場所 糸島市役所市民部収税課

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。